

# 企画競争実施の公示

令和4年7月13日

東京航空局長 藤田 礼子

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名及び概要

情報発信用コンテンツの企画制作及び情報発信拠点整備業務

### (2) 業務内容

東京国際空港（以下「羽田空港」という。）では令和2年3月29日より新飛行経路の運用を開始しており、関係自治体等より引き続き丁寧な情報提供の実施を求められていることから、国土交通省では、ホームページ、広報チラシ、ニュースレターによる情報提供等を行っているところである。

現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線は運休・減便になっているが、今後の復便を見据え、新飛行経路の運用による最大の受益者である国際線利用者に対し、羽田空港の機能強化への理解を促進していく必要がある。

このため、本業務において、羽田空港の社会的意義、国際線増便によるメリットや効果、機能強化に関する取組状況等を発信するためのコンテンツの企画制作を行うとともに、これらのコンテンツを用いた情報発信拠点を第3ターミナルビルへ新たに整備するものである。

### (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月17日まで

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において競争参加資格を有する者であること。
- (3) 国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 手続等

### (1) 担当部局

国土交通省東京航空局 総務部契約課契約係

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

Tel 03-6880-1505（直通） Fax 03-6880-1506

### (2) 説明書の交付期間、方法

- ① 電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和4年8月10日17時00分までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる企画競争説明書等のダウンロード方法については、次を参照すること。

[https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03\\_koukoku\\_tcab\\_ipp\\_an\\_pdf/20-210107-02.pdf](https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ipp_an_pdf/20-210107-02.pdf)

- ② やむを得ない事由により、①の交付方法による入手ができない参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。受付期間は、本日より令和4年8月10日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）

第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分までの間とする。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和4年8月18日（木）17時00分まで
- ② 電子調達システムによる者は、提出期限までに企画提案書を6.(10)に掲げるURLに提出しなければならない。
- ③ 紙による提出を希望する者は、提出期限までに企画提案書を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 企画提案に関するヒアリング

企画提案に関するヒアリングを必要に応じ実施する。実施する場合、日時及び場所は別途通知する。出席者は企画提案の内容を説明できる者とする。

(5) 説明会の有無、日時及び場所等

説明会は実施しない。

4. その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、以下の通り。

国土交通省 東京航空局 空港部 東京国際空港機能強化推進室

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

Tel 03-6865-6104（直通） Fax 03-3221-3687

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 特定しなかった企画提案書は、原則返却する。

- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) 提出された企画提案書を評価した結果、評価点が満点の6割を満たす者のうち最高得点者を特定する。
- (10) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>  
電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-000-683 (ナビダイヤル)  
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- (11) その他の詳細は説明書による。